

事業系ごみは適正に処理しましょう

事業活動に伴い会社・工場・事業所・店舗から排出されるごみは、規模の大小にかかわらず「事業系ごみ」になります。「事業系ごみ」は、法律により事業者自らの責任で適正に処理しなければなりません。

町内会や地域住民、アパートで管理しているごみ収集所は家庭ごみ専用です。「事業系ごみ」は出さないでください。

事業系ごみの種類と処理方法

▶産業廃棄物(廃プラスチック類、金属くず、汚泥など廃棄物処理法に定められた20種類のもの)

▷処理方法

産業廃棄物処理施設へ自己搬入、または産業廃棄物収集運搬許可業者へ依頼

▶事業系一般廃棄物(産業廃棄物以外のごみ)

▷処理方法

広域事務組合へ自己搬入、または一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼

問(家庭ごみ、事業系一般廃棄物に関すること)

まちづくり支援課 ☎⑤ 6726

十和田地域広域事務組合

☎② 2654

(産業廃棄物に関すること)

三八地域県民局環境管理部

☎ 0178・27・5111



身体障害者巡回診査および更生相談を実施します

とき 10月7日(水)

▶受付 午前9時～10時30分

▶診査 午前9時30分～正午

ところ 南コミュニティセンター

持ち物 ①印鑑②身体障害者手帳

(所持者のみ) ③保険証など

④かかりつけ医の紹介状やレントゲン写真など、治療の状況を

確認できる書類(③、④は身体

障害者手帳交付のための診査を

受ける人のみ)

対象 次に該当する肢体不自由の人

▶身体障害者手帳(以下「手帳」)の交付を受けるため診査を必要とする人

▶手帳の再認定が必要な人

▶手帳の障害程度・等級に変更がある人

▶補装具の処方が必要とする人

▶生活・医療・施設などの相談を希望する人

※その場での判定が困難な場合は、

指定医師のいる医療機関を利用

していただく場合があります。

対象にならない人

▶電動車いす、座位保持装置、

特例補装具の処方を要する人

▶義肢・装具や車いすについて

複雑な処方を要する人

申込期限 9月23日(水)

※再認定が必要な人で、新型コロナウイルス感染症に不安がある場合は、再認定の診断書の提出が猶予できます。

※診査会場ではマスクの着用をお願いします。また、当日会場で

体温測定をし、37℃を超える場合は受診できない場合があります。

申問生活福祉課 ☎⑤ 6718

お知らせ

☎③ 5111 FAX ② 5100

土・日曜日および祝日は閉庁

❖お知らせの表記

問…申し込み先

問…問い合わせ先

※費用の記載がないものは無料です。

【広報とわだに掲載の各種催しや募集などについて】

広報とわだに掲載したイベントや相談会などの各種催しや募集については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止や延期、変更になる場合がありますので、ご了承ください。

※事前に各問い合わせ先にご確認ください。

暮らし

重度心身障害者医療費受給者証などが自動更新されます

現在交付している重度心身障害者医療費受給者証・重度心身障害者医療費受給者決定通知書の有効期限は9月30日です。本年度からは、自動更新され郵送で交付しますので、窓口での更新の手続きは必要ありません。

対象 身体障害者手帳1・2級、内部障害3級(一部除く)、愛護手帳程度A、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人

※所得制限があります。また、65歳以上で手帳を新規に交付された人は対象となりません。

※保険証に変更があった人は、生活福祉課までお知らせください。

問生活福祉課 ☎⑤ 6718

未定地区の民生委員・児童委員、主任児童委員が決まりました

問生活福祉課 ☎⑤ 6749

	氏名	電話番号	担当地区
民生委員・児童委員	佐藤 鈴子	☎② 2140	西二十一番町1～29
	豊川 久美子	☎③ 8948	西二十二番町32～44
主任児童委員	工藤 きよ	☎⑦ 2776	十和田湖地区